

## 相続人死亡後の自筆証書遺言

父親(夫)のCさん

法務局における自筆証書遺言保管制度を利用していた場合、私が死亡した後の扱いはどうなるのでしょうか。

各手続きにおいて必要な書類などはありますか？



相談役のO氏

遺言を作成した方(遺言者)が亡くなった場合、遺言者の相続人等は法務局に対し以下の行為を行うことができます。

- ① 遺言書が預けられているかを確認する(遺言書保管事実証明書の請求)
- ② 遺言書の内容の証明書を取得する(遺言書情報証明書の請求)
- ③ 遺言書を閲覧する

相続人が行うそれぞれの手続きにつき、以下の書類が必要となります。

### 遺言書保管事実証明書の請求

- ① 遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍(除籍)謄本
- ② 請求人の住民票の写し
- ③ 遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本

### 遺言書情報証明書の請求

A. 住所の記載のある法定相続情報一覧図の写しを所持している場合	法定相続情報一覧図の写し
B. 住所の記載の無い法定相続情報一覧図の写しを所持している場合	① 法定相続情報一覧図の写し ② 相続人全員の住民票の写し
C. 法定相続情報一覧図の写しを所持していない場合	① 遺言者の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍)謄本 ② 相続人全員の戸籍謄本 ③ 相続人全員の住民票の写し

遺言の閲覧の際には、本人確認用の身分証明書が必要となります。モニターでの閲覧、もしくは原本の閲覧が可能となりますが、モニターでの閲覧の場合全国の遺言書保管所で閲覧が可能ですが、原本の閲覧は遺言書の原本が保管されている保管所でのみの請求となる点ご注意ください